

自主的避難等対象区域で健康食品の製造・販売等を営む申立人について、東京電力に対する直接請求で拒否された、除染費用全額の賠償が認められた事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）につき、申立人有限会社X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下、「被申立人」という。）は、以下のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目 除染費用（表土除染 ただし、本申立において申立人が請求した部分の表土除染費用）

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前記第1項の損害項目に掲げる項目の和解金として、金997,000円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 原本の交付

申立人は、被申立人に対し、本件除染費用にかかる領収証の原本を交付し、被申立人はこれを受領した。

5 重複請求の禁止

申立人は、被申立人に対し、第1項記載の損害項目（除染費用）に関し、交付金、助成金、その他名目の如何を問わず、国や地方公共団体に対する請求を行わないことを約する。

6 個人情報の提供

被申立人は、申立人が第1項記載の損害項目（除染費用）について、被申立人から支払いを受けた事実を証するために必要があるときは、国や地方公共団体に対し、当該事実および申立人の氏名、住所、連絡先等の個人情報を必要な範囲で提供することができる。

7 清算条項

申立人及び被申立人は、第1項に掲げる損害項目については、本和解に定めるもののほか、申立人と被申立人との間には何ら債権債務のないことを相互に確認する。

8 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、各署名（記名）捺印の上、各自1通を保有する。また被申立人は、本和解契約書の写し1通を原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年2月14日

（仲介委員 吉岡 毅）